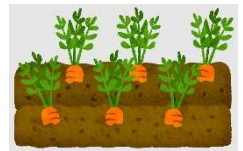


胎内市で畑作をされている農家の皆様へ



肥料価格の高騰の影響を受けた畑作農家の皆様へ

「胎内市畑作営農継続支援補助金」のご案内

支援内容

コロナ禍による原油・肥料価格や物価高騰の影響を受けている畑作農家に対し、農業経営の下支えとなる支援として補助金を交付します。

※本事業の補助金については、申告の際に雑収入として処理をお願いします。

交付の条件

- ・市内に住所を有する個人若しくは農業経営体又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・申請日の時点において、農業委員会が整備する農地台帳の地目が「畑」で作物を作付け・栽培し、交付決定後も継続する意向があること。

※畑で作付け・栽培される作物（例）

野菜、麦、いも、豆、草花、葉たばこ、ブドウなど

- ・令和4年1月1日から12月31日までの間に、出荷・販売目的とした作物を10a以上作付け・栽培していること。

※同じ耕地による二期作・二毛作も、一作ごとの合計が10a以上であれば補助対象とします。

補助金の額

出荷・販売を目的とした畑作物の作付け・栽培面積（補助対象面積は合計10a以上）に対し、10a当たり2,000円を乗じた額（1a未満の端数は切り捨てる）

※申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。

申請時期・方法

8月の県北豪雨等を考慮し期限を1か月延長しました

【申請期間】令和4年8月1日（月曜日）から **10月31日（月曜日）17時まで**

【申請方法】郵送又は窓口申請 ※受付後1か月程度での交付を想定していますが、審査の状況により前後する場合がありますので、御了承ください。

必要書類

- ・申請書兼請求書
- ・振込先口座通帳の写し（表紙及び口座登録情報等が記載されているページ）
- ・作付計画書【裏面参照】（土地地番、作付品目、作付面積等が分かる書類）
- ・作物ごとの直近の出荷明細書等の写し

※申請期限までに出荷できない場合は、作物を栽培したことを証明できる書類の写し（例：葉たばこなどの栽培契約書、種子・苗の購入伝票など）

- ・市外の畑地を申請する場合は、地番・地目・面積が確認できる書類（農地台帳等）

※申請書類等は市ホームページを参照のこと <https://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/nogyo/>

【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市農林水産課 農産振興係 ☎ 0254-43-6111（内線1246）

作付計画書（記入例）

記入不要
(事務局記入欄)

作付実施の 土地の所在	地番	地目	作付品目	作付面積		作付予定期間			出荷の有無 出荷がある場合は ○印を記入	チェック			
										農地	出荷	二毛	
清水	2020	畑	ジャガイモ	10	a	4	月	8	月	○ 1 市場・JA 2 直売所 3 直接販売等			
清水	2021	畑	//	7	a	4	月	8	月	○ 1 市場・JA 2 直売所 3 直接販売等			
清水	2022	畑	//	5	a	4	月	8	月	○ 1 市場・JA 2 直売所 3 直接販売等			
				作付面積を記載する									
新和町	1500	畑	カボチャ	10	a	5	月	8	月	○ 1 市場・JA 2 直売所 3 直接販売等			
新和町	1505	畑	エダマメ トマト	3	a	5	月	8	月	○ 1 市場・JA 2 直売所 3 直接販売等			
			同一地番内に複数の作物を作付している場合は、 一行にまとめて記入してもよい										
清水	1800	畑	ニンジン	10	a	8	月	11	月	1 市場・JA 2 直売所 ○ 3 直接販売等			
				申請期限前に出荷できない場合は、作物を栽培したことが 証明できる書類の写しの添付のこと									
作付面積合計				45	a								

- (注) 1 作付農地は、農業委員会が整備する農地台帳に記載があり、地目が畑であること。
 2 申請は作付者(耕作者)が行うこと。
 3 作物ごとの直近の出荷明細書等の写しを添付のこと。
 (申請期限までに出荷できない場合は、栽培契約書や種子・苗の購入伝票等を添付のこと。)
 4 行が足りない場合は、裏面にご記入ください。